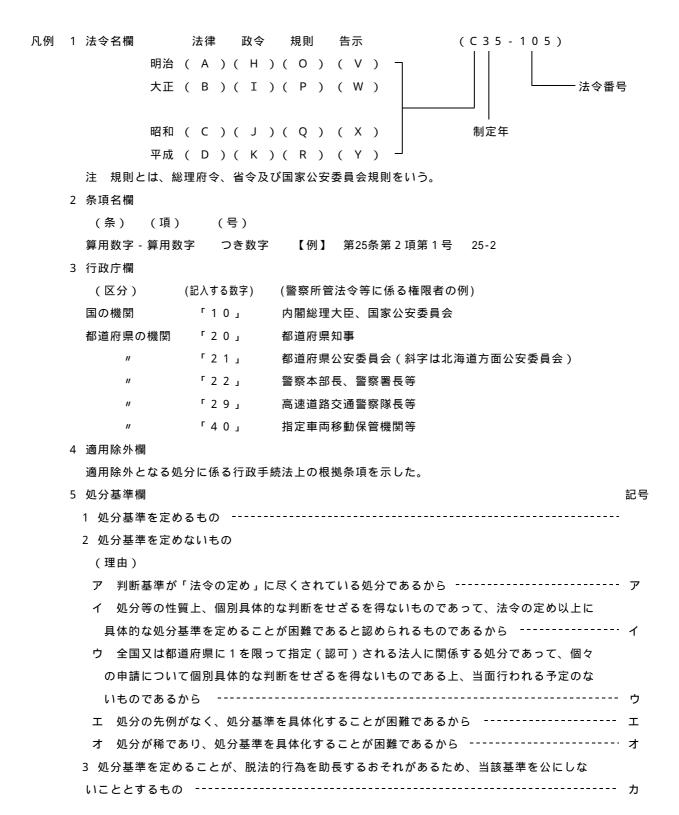
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律に基づく不利益処分の基準

京都府公安委員会

### 不利益処分一覧表

法令名		条項名	処分の概要	行政庁	処分基準
風俗営業等の規制及	1	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	21	1
び業務の適正化等に	2	8	風俗営業の許可の取消し	21	
関する法律	3	10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	21	ア
(C23-122)	4	25	風俗営業者に対する指示	21	
	5	26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	21	
	6	26-2	飲食店営業の停止命令	21	
	7	29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	8	30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	9	30-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	21	
	10	30-3	浴場業営業等の停止命令	21	
	11	31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	12	31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	13	31の5-2	受付所営業の廃止命令	21	
	14	31の6-2	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	15	31の6-2	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	16	31の6-2	受付所営業の廃止命令	21	
	17	31の9-1	  映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	18	31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	
	19	31の11-2	  映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	20	31の11-2	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	
	21	31の14	  店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	22	31の15-1	  店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	23	31の15-2	  店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	21	
	24	31の19-1	  無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	25	31の20	  無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	26	31の21-2	  無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	27	31の21-2	  無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	28	34-1	飲食店営業者に対する指示	21	
	29	34-2	  飲食店営業の停止命令	21	
	30	35	興行場営業の停止命令	21	
	31	35の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令	21	
	32	35 <b>の</b> 4-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	
	33	35 <i>0</i> 4-2	接客業務受託営業の停止命令	21	
		35 <b>0</b> 4-4	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	
		35 <b>0</b> 4-4	接客業務受託営業の停止命令	21	
		39-3	都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令	21	1
		39-4	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	21	1



	平成18年5月1日1
法 令 名	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	頁:第8条
処 分 の 概 男	と:風俗営業の許可の取消し
原権者(委任先	):京都府公安委員会
	D:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条(許可許可の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)、第7条の3(
掲げるいずれた ることができ、 く軽微な場合を ・ 第4条針	■:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号にかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等すかつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごを除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。 第1項第9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速の者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先3052~3054)	E:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備考	± :

法	令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠条	項:第25条
処	分 の 概	要:風俗営業者に対する指示
原	権者(委任免	<b>先):京都府公安委員会</b>
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙 1 のとおり
	い合わせ 3052~3054)	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 )
備		考:

法	4	<b>\$</b>	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	条	項	: 第26条第1項	
処	分(	の 概	要	: 風俗営業の許可の取消し、停止命令	
原格	霍者 (	(委任5	先)	:京都府公安委員会	
法	令 (	の 定	め		
	分	基	**************************************	: 別紙 2 のとおり	
		わせ 3054)		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備			考		

法		<b>令</b>		名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	į	条	項	: 第26条第 2 項	
処	分	の	概	要	:飲食店営業の停止命令	
原相	を 者	(委	€任:	先)	:京都府公安委員会	
法	令	の	定	め	:	
処	分	į	基	準	: 別紙 2 のとおり	
	い合 3052 <sup>-</sup>				: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備				考	:	

法	令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠 条	項:第29条
処	分の概	要:店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原植	権者(委任	先):京都府公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙 1 のとおり
	い合わせ 3052~3054	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線)
備		考:

法	Ę	<u>\</u>	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	:第30条第1項
処	分(	D 相	斑 要	:店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原格	重者 (	委任	£先)	:京都府公安委員会
				:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第13条 重大な不正行為)
処	分	基	準	: 別紙 2 のとおり
	ハ合 052~			:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法 令	名:風俗宮業寺の規制及ひ業務の適止化寺に関する法律	
根 拠 条	項:第30条第2項	
処 分 の 柞	既 要:店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	
原権者(委付	壬先):京都府公安委員会	
	定 め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)	
処 分 基	準:別紙 2 のとおり	
問い合わ 3052~305	せ 先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 64)	
備	考:	_
		_

法	令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠 条	項:第30条第3項
処	分の概	要:浴場業営業等の停止命令
原植	権者(委任	先):京都府公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙 2 のとおり
問	い合わせ	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
3	3052 ~ 3054	
備		考:

法	Ę	<b>₹</b>	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	条	項	: 第31条の4第1項	
処	分(	D 概	要	:無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	
原村	を者(	委任务	先)	:京都府公安委員会	
法	令 (	D 定	め		
処	分	基	準	: 別紙 1 のとおり	_
		わせ 3054)		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備			考	:	_
					_

法令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条	項:第31条の5第1項
処 分 の 概	要:無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者(委任会	先):京都府公安委員会
	め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第13条 で定める重大な不正行為)
処 分 基	準:別紙 2 のとおり
問い合わせ 3052~3054〕	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 )
備	考:

法	4	<b>&gt;</b>	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	: 第31条の 5 第 2 項
処	分の	D 概	要	: 受付所営業の廃止命令
原格	重者 (	委任	先)	:京都府公安委員会
				: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の 3 第 条第 1 項・第 2 項(受付所営業の禁止区域等)
処	分	基	準	: 別紙 2 のとおり
		わせ 3054		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法	令	名:原	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	処 条	項:第	第31条の 6 第 2 項第 1 号	
処 分	の概	₹ 要:無	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	
原権者	首(委任	先):	京都府公安委員会	
			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 知書の送付)	第31条の 6 第
処 :	<b>分</b> 基	準:別	別紙 1 のとおり	
	合わt 2~3054		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-4	51-9111 内線
備		考:		

法	ξ.	Ŷ	名:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項:	第31条の6第2項第2号
処	分(	カ 概	要:	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原	権者 (	委任会	先)	:京都府公安委員会
				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の 6 第 通知書の送付)
処	分	基	準:	別紙 2 のとおり
		わせ 3054)		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考:	

法	令	名:風俗営業等の規制及び勢	<b>養務の適正化等に関する法律</b>
根 拠	L 条	項:第31条の6第2項第35	<u></u>
処 分	の概	要:受付所営業の廃止命令	
原権者	(委任	先):京都府公安委員会	
1項	(処分		養務の適正化等に関する法律第31条の 6 第 の 3 第 2 項、第28条第 1 項・第 2 項(受付
処 分	<b>基</b>	準:別紙 2 のとおり	
	合わせ :~3054		画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備		考:	

法	令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠 条	項:第31条の9第1項
処	分 の 概	要:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原植	権者(委任	先):京都府公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙 1 のとおり
	い合わせ3052~3054	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 )
備		考:

法	\$	,	名	: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	: 第31条の10
	分 の の命		要	: 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のた
原権	者 (	委任	先)	:京都府公安委員会
				: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の 8 第 映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置)
処	分	基	準	: 別紙 1 のとおり
		わせ 3054		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法	令	名:風俗営	業等の規制及び	養務の適正化等	に関する法律	
根数	L 条	項:第31条(	の11第2項第15	<u> </u>		
処 分	の概	要:映像送信	信型性風俗特殊的	営業を営む者に	対する指示	
原権者	f(委任	先):京都府	公安委員会			
		め:風俗営 移送通知書の		<b>養務の適正化等</b> (	に関する法律第3	31条の11第
処 分	基	準:別紙 1 (	のとおり			
	合 わせ 2~3054		全部生活安全企區	ョ課風俗営業係	(電話 075-451-	-9111 内線
備		考:				

法令	<b>&gt;</b>	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠	条	項:第31条の11第2項第2号
処 分 の めの命		要:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のた
原権者(	委任党	E):京都府公安委員会
		め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第 8送通知書の送付)
処 分	基	準:別紙 1 のとおり
問い合3052~		先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備		考:

法	4	<b>\$</b>	名	: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	: 第31条の14
処	分(	の 概	要	: 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原格	霍者 (	(委任5	七)	:京都府公安委員会
法	令 (	の 定	め	
処	分	基	準	: 別紙 1 のとおり
		わせ 3054)		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条	項:第31条の15第1項
処 分 の 概	要:店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者(委任	先):京都府公安委員会
	め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第13条 で定める重大な不正行為)
処 分 基	準:別紙2のとおり
問い合わせ 3052~3054	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 )
備	考:

法	4	7	名:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	条	項:	第31条の15第2項	
処	分の	D 概	要:	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	_
原材	を 者(	委任名	先)	:京都府公安委員会	
				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第 1 項・第 2 項(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)	
処	分	基	準:	別紙 2 のとおり	
		わせ 3054)		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備			考:		
					_

法	Ę	7	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	条	項	: 第31条の19第1項	
処	分(	D 概	要	:無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	
原格	霍者 (	委任	先)	:京都府公安委員会	
法	令 (	D 定	め	:	
処	分	基	準	: 別紙1のとおり	
		わせ 3054		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備			考	:	

法令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条	項:第31条の20
処 分 の 概	要:無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者(委任会	先):京都府公安委員会
	め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第13条 で定める重大な不正行為)
処 分 基	準:別紙 2 のとおり
問い合わせ 3052~3054〕	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線 )
備	考:

法	Ś	?	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	: 第31条の21第 2 項第 1 号
処 :	分 0	) 概	要	:無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権	者 (	委任	先)	:京都府公安委員会
				: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第 通知書の送付)
処	分	基	準	: 別紙 1 のとおり
		わせ 3054		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法	令	名:風俗	お営業等の規制 ノ	及び業務の適	正化等に関す	る法律	
根	処 条	項:第3 <sup>2</sup>	1条の21第2項第	第 2 号			
処 分	の概	要:無店	ā舗型電話異性 <b>約</b>	紹介営業の停	止命令		
原権者	首(委任	先):京都	<b>都府公安委員会</b>				
		め:風俗 移送通知記	6営業等の規制 <i>]</i> 書の送付)	及び業務の適	正化等に関す	る法律第31条(	か21第
処 :	分 基	準:別紀	₹2のとおり				
	合わt 2~3054		5安全部生活安 <b>全</b>	全企画課風俗	営業係(電話	075-451-9111	内線
備		考:					

法	令		名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	条	項	:第34条第1項	
処	分の	概	要	:飲食店営業者に対する指示	
原材	霍者(	委任分	先)	:京都府公安委員会	
法	<b>令</b> の	定	め	:	
処	分	基	準	: 別紙1のとおり	_
	い合は 052~3			: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備			考	:	

法		<b>\$</b>	名	:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	:	第34条第 2 項
処	分(	の 概	要	:	飲食店営業の停止命令
原植	霍者 (	委任	先)		: 京都府公安委員会
法	令 (	か 定	<u>:</u> め	:	
処	分	基	準	:	別紙 2 のとおり
	い合 3052~			:	生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:	

法	•	<b>\$</b>		名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
根	拠	ş	条	項	: 第35条	
処	分	の	概	要	:興行場営業の停止命令	
原村	<b>雀者</b> (	( 委	任	先)	:京都府公安委員会	
法	令	の	定	め	:	
処	分	1	ŧ	準	: 別紙 2 のとおり	
	い合 3052~				: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線	
備				考	:	

法		令		名	:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	į	条	項	:	第35条の 2
処	分	の	概	要	:	特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原札	<b>を</b> 者(	(委	任分	七)		:京都府公安委員会
法	令	の	定	め	:	
処	分	į	基	準	:	別紙 2 のとおり
	い合 052~				:	生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備				考	:	

法	Ę	7	名	:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項	: 第35条の4第1項
処	分(	D 概	要	: 接客業務受託営業を営む者に対する指示
原格	霍者 (	委任:	先)	:京都府公安委員会
法	<b>令</b> 0	D 定	め	:
処	分	基	準	: 別紙 1 のとおり
		わせ 3054		: 生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考	:

法	令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠	条	項:第35条の4第2項
処 分	の 概	要:接客業務受託営業の停止命令
原権者	(委任:	t):京都府公安委員会
		め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第15条 『定める重大な不正行為)
処 分	基	準:別紙2のとおり
	i わせ ~3054	先:生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備		考:

法	令	名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠条	ョ項	第35条の4第4項第1号
処分	ो क	既要	接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権	者(委	任先)	:京都府公安委員会
			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の 4 第 通知書の送付)
処	分 基	準	別紙 1 のとおり
	合わ ~3054		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備		考	

法	4	7	名:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項:	第35条の4第4項第2号
処	分 0	D 概	要:	接客業務受託営業の停止命令
原格	霍者 (	委任分	先)	:京都府公安委員会
				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の 4 第 通知書の送付)
処	分	基	準:	別紙 2 のとおり
		わせ 3054)		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考:	

# 処 分 基 準

平成18年5月1日作成

法	4	7	名:	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根	拠	条	項:	第35条の4第4項第2号
処	分 0	D 概	要:	接客業務受託営業の停止命令
原格	霍者 (	委任分	先)	:京都府公安委員会
				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の 4 第 通知書の送付)
処	分	基	準:	別紙 2 のとおり
		わせ 3054)		生活安全部生活安全企画課風俗営業係(電話 075-451-9111 内線
備			考:	

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令 の基準

# 第1 指示

# 1 指示の基準

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号。以下「法」という。)若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為(法第28条第 1 項(法第31条の13第 1 項において準用する場合を含む。)の規定及び同条第 2 項(法第31条の13第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による条例の規定に違反する行為を除く。)が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の4 第 1 項若しくは第31条の6 第 2 項第 1 号、第31条の9 第 1 項若しくは第31条の11第 2 項第 1 号、第31条の14、第31条の19第 1 項若しくは第31条の21第 2 項第 1 号、第34条第 1 項又は第35条の4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定により、指示をするものとする。ただし、風俗営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じる場合は指示を行わないこと。

なお、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定により付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

- (2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。
- (5) 指示は、1回の違反について1回行うものとすること。

# 2 指示の手続

- (1) 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (2) 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。)第86条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

# 3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、 (1)及び (2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする

4 指示を行った後の措置

٥

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合に は、営業停止等の処分を行うこと。

# 第2 措置命令

- 1 措置命令の基準
  - (1) 法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10 又は第31条の11第2項第2号の規定による命令(以下「措置命令」という。)をするもの とする。
  - (2) 措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。
  - (3) 措置命令は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。
  - (4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。
  - (5) 措置命令は、1回の違反について1回行うものとすること。
- 2 措置命令の手続
  - (1) 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明 通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。
  - (2) 措置命令は、施行規則第86条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨及び処分の取消しの訴えを提起することができる旨を記載して行うこと。
- 3 措置命令の内容

第1の3に準じて行うこと。

4 措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

# 1 用語の意義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 1 22号。以下「法」という。)第26条第1項の規定により、風俗営業の許可を取り消すことをいう。
- (2)「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定により、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命じることをいう。
- (3) 「営業廃止命令」とは、法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定により、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じることをいう。
- (4) 「営業禁止命令」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第 119号)による改正前の法第31条の5、第31条の6第2項第2号、第31条の20、第31条の21第2項第2号又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定により、無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業又は接客業務受託営業を営んではならない旨を命じることをいう。
- (5) 「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定により、指示をすることをいう。
- (6) 「法令違反行為」とは、法令(法に基づく条例を含む。)に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項の規定により付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為(2において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。)若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)第13条、第13条の2、第13条の4、第13条の5若しくは第15条の2に定める重大な不正行為(以下「政令で定める重大な不正行為」という。)をいう。

# 2 指示処分との関係

風俗営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令(法第26条第2項の規定によるものを除く。)又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定により付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ち

に取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの(法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。)を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致した場合に限る。)
- (4) 短期20日以上の量定に相当する処分事由(法に基づく条例の違反に係る処分事由であって 各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。)に当たる法令違反 行為が行われた場合
- (5) (1)から (4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良な風俗若しく は清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が 生じた場合

# 3 量定

取消し又は営業停止命令(法第26条第2項又は法第30条第3項の規定による場合を除く。)の量定(以下単に「量定」という。)の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- (1) 風俗営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業
  - A 風俗営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、6月の営業停止命令
  - B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は3月
  - C 20日以上 6 月以下の営業停止命令。基準期間は40日
  - D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は20日(別表の処分事由1(27) 遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間1月)
  - E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は14日
  - F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は7日
  - G 営業停止命令を行わないもの(指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合 に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。)
  - H 5日以上80日以下の営業停止命令
  - I 20日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、30日(法に基づく条例の違反に限る。)
  - J 5日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、15日(法に基づく条例の違反に限る。)
- (2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業
  - A 8月の営業停止命令
  - B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は4月
  - C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は2月
  - D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は1月
  - E 10日以上 2 月以下の営業停止命令。基準期間は20日

F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は14日

#### 4 取消し

取消しは、9前段に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、3及び7から9までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、10の(2)のアに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

# 5 営業廃止命令

営業廃止命令は、3及び7から9までに定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、10の(2)のアに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

#### 6 情状による軽減

取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

#### 7 営業停止命令の併合

処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

# 8 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

#### 0 党羽造后加重

最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近3年間に営業停止命令又は営業禁止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について3及び6から8までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令又は営業禁止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

# 10 営業停止命令に係る期間の決定

営業停止命令により営業の停止を命じる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間(7に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の 1.5倍の期間を基準期間とし、8に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、9後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、 (1)にかかわらず、情状により、3及び6から9までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として (1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命じることができるものとする。

- ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
  - (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
  - (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。
  - (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
  - (I) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
  - (オ) 悔悛の情が見られないこと。
  - (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
  - (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
  - (ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。
- イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
  - (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
  - (イ) 営業者(法人にあっては役員)の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違 反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
  - (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
  - (I) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。
- (3) 法第26条第2項又は第30条第3項の規定による営業停止命令により営業の停止を命じる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項の規定による取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定による営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命じる期間と同一の期間とする。
- 11 営業停止等命令と他の行政処分との関係

取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令(法第26条第2項及び第30条第3項の 規定によるものを除く。)は行わないものとする。

12 その他

営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業 停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

	処 分 事 由	関係条項	量定
4 5	ᄀᄵᄥᆇᆇᆫᆉᆂᇰᅘᆿᇫᄢᄣᆝᄝᅜᄥᄯᅝᆚᇫᇫ		
	風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 506条第1項 >		
(法身	926条第1項)		
< 法 津	もしくは法に基づく命令に違反する行為>		
(1)	許可証亡失・滅失届出義務違反	   第5条第4項	G
(2)	許可証等掲示義務違反	第6条、第55条第1号	G
(3)	相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第55条第2号	G
(4)	合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項(第7条第5	G
		項)、第55条第2号	
(5)	分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項(第7条第5	G
		項)、第55条第2号	
(6)	構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段	第9条第1項、第50条第1項	Α
la	こよる変更に係る承認の取得	第1号・第2号	
(7)	变更届出義務違反	第9条第3項、第55条第3号	F
(8)	変更届出に係る許可証書換え義務違反	第9条第4項	G
(9)	特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に	第9条第5項後段、第54条第	Е
係	系る届出義務違反	2号	
(10)	許可証返納義務違反	第10条第1項第3号、第55条	G
		第4号	
(11)	不正の手段による認定の取得	第10条の2第1項、第50条	В
		第1項第3号	
(12)	特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載	第10条の2第2項、第54条第	Ε
		3号	
(13)	認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条の2第5項	G
(14)	認定証返納義務違反	第10条の2第7項第2号・第3	F
		号、第55条第5号	
(15)	名義貸し禁止違反	第11条、第49条第3号	Α
(16)	構造・設備維持義務違反	第12条	D
(17)	営業時間制限違反	第13条	C
(18)	照度規制違反	第14条	Ε
(19)	騒音・振動規制違反	第15条	D
(20)	広告・宣伝規制違反	第16条	D
(21)	料金表示義務違反	第17条	G
(22)	年少者立入禁止表示義務違反	第18条	G
(23)	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(24)	遊技料金等規制違反	第19条	D

(25)	遊技機規制違反	第20条第1項	В
(26)	遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段によ	第20条第10項(第9条第1	Α
ā	る遊技機の変更に係る承認の取得	項)、第50条第1項第1号	
		・第2号	
(27)	遊技機変更届出義務違反	第20条第10項(第9条第3項	D
		第2号)、第55条第3号	
(28)	客引き禁止違反	第22条第1号、第52条第1号	В
(29)	客引き準備行為禁止違反	第22条第2号、第52条第1号	В
(30)	年少者接待業務従事禁止違反	第22条第3号、第50条第1項	Α
		第4号	
(31)	年少者接客業務従事禁止違反	第22条第4号、第50条第1項	Α
		第4号	
(32)	年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第5号、第50条第1項	В
		第4号	
(33)	未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第6号、第50条第1項	В
		第4号	
(34)	現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第52条	С
		第2号	
(35)	賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第52条	С
		第2号	
(36)	遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第23条	Е
		第3項、第54条第4号	
(37)	遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第23条	Е
		第3項、第54条第4号	
(38)	賞品提供禁止違反	第23条第2項、第52条第3号	С
(39)	管理者選任義務違反	第24条第1項、第54条第5号	Е
(40)	管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(41)	営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営	第28条第1項・第2項、第4	Α
美	業の営業(風俗営業者が違反)	9条第5号・第6号、施行条	
		例第10条、第11条	
(42)	従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(43)	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第	D
		4号	
(44)	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義	第36条の2第2項、第53条第	D
矛	务違反	5号	
(45)	報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(46)	立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2	D
		第1項、第53条第7号	
<法は	こ基づく条例の規定に違反する行為 >		
(47)	当該営業に従事しない者の客引行為による客を引	施行条例第6条第1号	J

き受け、又は引き受けさせる行為		
(48) 営業所で卑わいな行為又は容装その他善良の風俗	施行条例第6条第2号	Ι
を害する行為をし、又はさせる行為		
(49) 通行人に不安又は迷惑を覚えさせるような仕方で	施行条例第6条第3号	J
呼び込み行為をし、又はさせる行為		
(50) 客室又は客室以外の場所で営業し、又はさせる行	施行条例第6条第4号	J
為		
(51) 営業所に客を宿泊させ、又は寝具その他これに類	   施行条例第6条第5号	J
するものを客に使用させる行為(旅館業に係るもの		
· を除く。)		
(52) 客に不当な料金を請求し、又はさせる行為	   施行条例第6条第6号	J
(53) 客の求めない飲食物を提供し、又はさせる行為	施行条例第6条第7号	J
(54) 正当な理由なく営業所の出入口、客室又は客席に	施行条例第6条第8号	J
施錠をし、又はさせる行為		
(55) 営業所において店舗型性風俗特殊営業、受付所営	   施行条例第6条第9号	I
業及び店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませ		_
る行為		
(56) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業し	│ │施行条例第7条第1項第1号	J
(30) 有じく別手心をととるのとれののもガスと言葉し、 、又はさせる行為(まあじゃん屋を除く法第2条第	旭门永内为 / 永为 / 填为 / 与	)
1 項第 7 号の営業を営む風俗営業者に限る。)		
	   施行条例第7条第1項第2号	
(57) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそ	加1] 宋 州东/宋东  垻东25	J
るおそれのある行為をし、又はさせる行為(まあじ		
ゃん屋を除く法第2条第1項第7号の営業を営む風		
俗営業者に限る。)		
(58) 客に提供した賞品を買い取らせる行為(まあじゃ	施行条例第7条第1項第3号 	J
ん屋を除く法第2条第1項第7号の営業を営む風俗		
営業者に限る。)		
(59) 営業所で客に飲酒をさせる行為(まあじゃん屋を	施行条例第7条第1項第4号	J
除く法第2条第1項第7号の営業を営む風俗営業者		
に限る。)		
(60) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業し	施行条例第7条第2項	J
、又はさせる行為(まあじゃん屋を営む風俗営業者		
に限る。)		
(61) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそ	施行条例第7条第2項	J
るおそれのある行為をし、又はさせる行為(まあじ		
ゃん屋を営む風俗営業者に限る。)		
(62) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業し	施行条例第7条第3項	J
、又はさせる行為(法第2条第1項第8号の営業を		
営む風俗営業者に限る。)		
(63) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそ	施行条例第7条第3項	J
るおそれのある行為をし、又はさせる行為(法第2		
	•	•

条第1項第8号の営業を営む風俗営業者に限る。) (64) 営業所で午後10時前の時間において客に飲酒をさ 施行条例第7条第3項 J せる行為(法第2条第1項第8号の営業を営む風俗 営業者に限る。) (65) 営業禁止区域にある風俗案内所を利用した広告宣 京都府風俗案内所の規制 伝 に関する条例第5条第1 項 <他の法令の規定に違反する行為> (66) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 226条、第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号にお いて同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法 第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226 条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に 限る。以下この号において同じ。) 若しくは第3項 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下 この号において同じ。)又は第228条(同法第224条 、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又 は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。 )の罪に当たる違法な行為 (67) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第18 1条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為 (68) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関す Α る法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3 条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (69) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第5号に係る部 В 分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第5号に 係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係 る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (70) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 D 当に拘束する手段によって、従業者(営業者の使用 人その他の従業者をいう。以下同じ。)の意思に反 して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてそ

の客に接触する役務

ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い	
だ姿態を見せる役務	
(71) (70)に規定する手段によって、客に同号イ若しく	D
は口に掲げる役務(同号口に掲げる役務にあっては	
、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く	
。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物	
品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行	
為	
(72) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(73) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児	A
童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪	
に当たる違法な行為	
(74) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条	A
又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号	
(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪	
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働	
者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者	
派遣法」という。)の規定により適用する場合を含	
む。)に当たる違法な行為	
(75) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(76) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条	A
第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限	
る。)の罪に当たる違法な行為	
(77) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4	В
号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行	
為	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
で又は第8号の規定のいずれかに違反する行為	
(79) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪	A
に当たる違法な行為であって、風俗営業において客	
の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	
(80) (79)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2	В
第1項の罪に当たる違法な行為	
(81) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項	c
若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項	
、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは	
第 3 項、第74条の 5 、第74条の 6 又は第74条の 8 第	
1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行	
為	
(82) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(83) 大麻取締法第24条の2 (所持又は譲渡に係る部分	В
	1 5

に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬
品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る
部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な
行為
(84) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た
る違法な行為
(85) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る
部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは

- (85) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為
- (86) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第 68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第 17号の罪に当たる違法な行為
- (87) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる 違法な行為
- (88) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為
- (89) 自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪 に当たる違法な行為
- (90) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号の罪に当たる違法な行為
- (91) モーターボート競走法第27条第2号又は第28条第2号の罪に当たる違法な行為
- (92) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 は第33条第2号の罪に当たる違法な行為
- (93) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に 当たる違法な行為
- (94) 関税定率法第21条第1項の規定(第1号及び第7号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公

関税法第109条第1項·第2項

D

В

R

В

D

D

D

D

D

D

Α

	1	ı
安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)		
(95) 電波法第108条の罪(わいせつな通信の発信)に当		Α
たる違法な行為		
(96) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖	無限連鎖講の防止に関す	D
講の禁止)の規定に違反する行為	る法律第5条、第6条、第7条	
(97) 当せん金付証票法第6条第8項の規定に違反する	当せん金付証票法第18条	D
行為(当せん金付証票の転売)	第1項第1号	
(98) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規	未成年者飲酒禁止法第3条	F
定に違反する行為(未成年者の飲酒、親権者等の不	第2項	
制止)		
(99) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反す	未成年者飲酒禁止法第3条	D
る行為(営業者による酒類の販売・供与)	第1項	
(100) 未成年者喫煙禁止法第1条(未成年者の喫煙禁止		F
)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは		
第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行		
為		
(101) 未成年者喫煙禁止法第 5 条の罪に当たる違法な行		D
為(煙草・器具の販売)		
(102) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関	酒に酔って公衆に迷惑を	F
する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第	│ │かける行為の防止等に関	
2 項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴	する法律第4条第2項	
な言動等)		
(103) 動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項、		Е
第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動		
物のみだりな殺傷等)		
(104) 軽犯罪法第 1 条第 4 号、第14号、第20号、第22号	  軽犯罪法第2条	F
、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33		
号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行		
為		
(105) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に	   食品衛生法第51条、第52条	D
違反し、又は同法第73条第2号若しくは第4号の罪	第3項、第54条、第55条、第5	
に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがあ	6条、第71条、第72条	
る食品の販売、無許可営業等)		
(106) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違	   興行場法第5条第1項、第6	D
反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)	条、第8条第1号	
若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
に当たる違法な行為		
(107) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(	  旅館業法第7条第1項、第8	D
宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者		ן כ
名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条	赤、	
第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号	<b>ル</b> ・フ	
カムラ(日来げ山叩マ连以) 白しくはお口水おとち	l	

(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な		İ
行為		
(108) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に	公衆浴場法第6条第1項、第	D
違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反	7条第1項、第8条第1号	
)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等		
)の罪に当たる違法な行為		
   (109) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(	道路交通法第119条第1項	Е
無許可道路使用)	第12号の4	
(110) 建築基準法第98条第1号の罪に当たる違法な行為	建築基準法第9条第1項•第	D
(特定行政庁等の命令に対する違反)	10項前段	
(111) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命	消防法第5条第1項、第5条	D
令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命	の2第1項、第5条の3第1項、	
令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設	第17条の4第1項・第2項	
備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第4号(		
消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条		
第8号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等		
)の罪に当たる違法な行為		
(112) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄	廃棄物の処理及び清掃に	D
禁止)の規定に違反する行為	関する法律第25条第14号	
(113) その他の法令の規定に違反する行為		Н
<法に基づく処分又は条件に違反する行為>		
(114) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条	В
(115) (114)以外の指示処分違反	第25条	C
(116) 営業停止命令違反	第26条第1項、第49条第4号	Α
(117) 許可の条件違反	第3条第2項	С
2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命		
令(法第30条第1項)		
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除		
く。)に当たる違法な行為>		
(1) 営業届出義務違反の罪	第27条第1項·第3項、第52条	В
	第4号・第5号	
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項·第3項、第54条	Е
	第6号	
(3) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第53条第1号	C
		1
(4) 広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第53条第2号	C
(4) 広告・亘伝の万法遅反の非(5) 客引き禁止違反の罪	第28条第5項、第53条第2号 第28条第12項第1号、第52条 第1号	C B

(6) 客引き準備行為禁止違反の罪 第28条第12項第2号、第52条 B 第1号 (7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 第28条第12項第3号、第50条 Α 第1項第5号 (8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 第28条第12項第4号、第50条 В 第1項第5号 (9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪 第28条第12項第5号、第50条 第1項第5号 (10) 標章破壊等禁止違反の罪 第31条第4項、第55条第6号 Ε 第36条、第53条第3号 (11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪 第36条の2第1項、第53条第4 (13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 第36条の2第2項、第53条第5 務違反の罪 뮥 (14) 報告・資料提出義務違反の罪 第37条第1項、第53条第6号 (15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 第37条第2項、第38条の2第1 項、第53条第7号 <法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為> (16) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 226条、第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号にお いて同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法 第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第22 6条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に 限る。以下この号において同じ。) 若しくは第3項 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下 この号において同じ。)又は第228条(同法第224条 、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又 は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。 ) の罪に当たる違法な行為 (17) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第1号又は第2 Α 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (18) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 В 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (19) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 Α (20) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児 童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪

に当たる違法な行為

(21) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。) )に当たる違法な行為 (22) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (23) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法な行為 (24) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 B 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 (25) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 Α に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営 業において客に接する業務に従事させていたもの (26) (25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (27) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α <政令で定める重大な不正行為> (28) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第18 1条又は第187条の罪に当たる違法な行為 (29) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 D 当に拘束する手段によって、従業者の意思に反して 次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 法第2条第6項第1号又は第2号に掲げる営業に 係る異性の客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ 姿態を見せる役務 (30) (29)に規定する手段によって、客に同号イ若しく D は口に掲げる役務(同号口に掲げる役務にあっては 、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く 。)の提供を受けること又は法第2条第6項第5号 に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入 し、若しくは借り受けることを強要する行為 (31) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分 В に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬 品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る

部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な

	D
る違法な行為	
(33) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る	В
部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは	
第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に	
係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限	
る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9	
(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人	
に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限	
る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違	
法な行為	
(34) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付	В
又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人	
に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡	
又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法	
第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中	
他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分	
に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第	
68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第	
17号の罪に当たる違法な行為	
(35) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限	В
る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる	В
は法な行為	
	D
(30) 脱鳥広第30宗第35文は第37宗第15の非に当た	
3 建次は17 点   (37)   自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪	D
に当たる違法な行為	
(38) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号	D
(30) 小型自動単規定法第24条第25人は第23条第25 の罪に当たる違法な行為	D
の非に当たる建伝な17点   (39) モーターボート競走法第27条第 2 号又は第28条第	D
2号の罪に当たる違法な行為	D
(40) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又	D
は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	
は第33余弟とちの非に当たる進法は11為	
   <法に基づく処分に違反する行為>	
<b>〜                                    </b>	С
(41) 周山唯総書の備刊17・提示義務達及に対する指示   第27宗第5頃、 第29宗   処分違反	
2007年及   (42) 営業時間制限違反に対する指示処分違反 第28条第4項、第29条、施	С
(42 )	ر
17 宗   17 宗	_
(+0 )   月17   6   周日塚児で古りるので 16 00   のの月17   日本の   第20末年0頃、第29末	С

	1	
広告・宣伝に対する指示処分違反		
(44) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に	第28条第9項、第29条 	С
対する指示処分違反		
(45) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違	第28条第10項、第29条	С
反		
(46) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す	第28条第11項(第18条の2)	С
る指示処分違反	、第29条	
(47) (41)~(46)以外の指示処分違反	第29条	С
(48) 営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	Α
3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止		
命令(法第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号		
)		
, 注户报ウナフ里户以来 7 海冲私征先 5		
<法に規定する罪に当たる違法な行為>	<b>空00夕空4</b> 1王 <i>空</i> 01王 <i>空</i> 1	
(1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営	第28条第1項・第2項、第4	A
業の営業(無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反	9条第5号・第6号、施行条	
)	例第10条、第11条 	
(2) 営業届出義務違反の罪	第31条の2第1項・第3項、	В
	第52条第4号・5号	
(3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の2第2項・第3項、	Е
	第54条第6号	
(4) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第31条の2の2、第53条第1	С
	号	
(5) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の3第1項(第28条第	С
	5項)、第53条第2号	
(6) 禁止区域内営業の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第	Α
	1項、施行条例第10条)、第	
	49条第5号	
(7) 禁止地域内営業の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第	A
	2項、施行条例第11条)、第	
	49条第6号	
(8) 客引き禁止違反の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第	В
(C) DICKLEXOF (XIIIIDA)	12項第1号)、第52条第1号	
(9) 客引き準備行為禁止違反の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第	В
(2) 百可C十冊口河赤止连及少非(文门们百未)	12項第2号)、第52条第1号	
(10) 年小老の立ち入る世林上海兵の黒(巫は毛学等)		Ь
(10) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪(受付所営業) 	第31条の3第2項(第28条第	В
	12項第4号)、第50条第1項	
	第5号	
│(11) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の3第2項(第28条第	В

12項第5号)、第50条第1項 (受付所営業) 第5号 第31条の3第3項第1号、第5 (12) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 Α 0条第1項第6号 第31条の5第3項(第31条第 Ε (13) 標章破壊等禁止違反の罪(受付所営業) 4項)、第31条の6第3項(第3 1条第4項)、第55条第6号 (14) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 第36条、第53条第3号 D 第36条の2第1項、第53条第 (15) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪 4号 (16) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 第36条の2第2項、第53条第 務違反の罪 5号 (17) 報告・資料提出義務違反の罪 第37条第1項、第53条第6号 (18) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 第37条第2項、第38条の2第 1項、第53条第7号 <法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲 げる罪に当たる違法な行為 > (19) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 226条、第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号にお いて同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法 第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226 条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に 限る。以下この号において同じ。)若しくは第3項 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下 この号において同じ。)又は第228条(同法第224条 、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又 は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。 )の罪に当たる違法な行為 (20) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第1号又は第2 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (21) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 В 分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (22) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 Α (23) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児 Α 童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪 に当たる違法な行為 (24) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条

又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。) )に当たる違法な行為 (25) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (26) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法な行為 (27) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 В 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 (28) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 Α に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊 営業において客に接する業務に従事させていたもの (29) (28)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 第1項の罪に当たる違法な行為 (30) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α <政令で定める重大な不正行為> (31) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第18 1条又は第187条の罪に当たる違法な行為 (32) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分 В に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬 品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る 部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な 行為 (33) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (34) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る 部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは 第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に 係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人 に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限 る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違 法な行為 (35) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付

又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人

В

に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡		
又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法		
第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中		
他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分		
に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第		
68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第		
17号の罪に当たる違法な行為		
(36) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限		В
る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる		
違法な行為		
(37) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た		D
る違法な行為		
(38) 自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪		D
に当たる違法な行為		
(39) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号		D
の罪に当たる違法な行為		
(40) モーターボート競走法第27条第2号又は第28条第		D
2 号の罪に当たる違法な行為		
(41) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又		D
は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
(42) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不		D
当に拘束する手段によって、従業者の意思に反して		
法第2条第7項第1号に掲げる営業に係る異性の客		
に接触する役務を提供することを強制する行為		
(43) (42)に規定する手段によって、客に同号に規定す		D
る役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2		
号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購		
入し、若しくは借り受けることを強要する行為		
<法に基づく処分に違反する行為>	65 - 1 - 2 - 25 T	_
(44) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示	第31条の2第5項、第31条の	C
処分違反	4第1項、第31条の6第2項第	
	1号	_
(45) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す	第31条の3第1項(第18条の	C
る指示処分違反	2第1項)、第31条の4第1項、	
	第31条の6第2項第1号	_
(46) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による	第31条の3第1項(第28条第	С
広告・宣伝に対する指示処分	8項)、第31条の4第1項、第3	
(47) 广生 空后上场之左小老利田林中四二举数等点上	1条の6第2項第1号	_
(47) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に	第31条の3第1項(第28条第	C

対する指示処分違反

9項)、第31条の4第1項、第3

	1条の6第2項第1号	
(48) 営業時間制限違反に対する指示処分違反(受付所	第31条の3第2項(第28条第	С
営業)	4項、施行条例第12条)、第	
	31条の4第1項、第31条の6	
	第2項第1号	
(49) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違	第31条の3第2項(第28条第	C
反(受付所営業)	10項)、第31条の4第1項、第	
	31条の6第2項第1号	
(50) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処	第31条の3第3項第2号、第3	C
分違反	1条の4第1項、第31条の6第 2項第1号	
(51) (44)~(50)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の	С
	6第2項第1号	
(52) 営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、	Α
	第31条の6第2項第2号・第	
	3号、第49条第4号	
4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止		
<b>今</b>		
命令(法第31条の15第1項)		
前令(法第31余の15第1頃)		
命令(法第31余の15第1頃) <法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除		
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除	第31条の12第1項・第2項(	В
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>	第31条の12第1項・第2項( 第27条第3項)、第52条第4	В
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>	,	В
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>	第27条第3項)、第52条第4	В
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号	
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条	
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6	
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6 号	E
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条	E
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号	E
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 く。)に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、	E
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号・第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項・第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号	E C B
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号·第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項·第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号 第31条の13第2項第2号、	E C B
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪   (5) 客引き準備行為禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号·第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項·第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号 第31条の13第2項第2号、 第52条第1号	E C B
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪   (5) 客引き準備行為禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号·第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項·第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号 第31条の13第2項第2号、 第52条第1号 第31条の13第2項第3号、	E C B
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪   (5) 客引き準備行為禁止違反の罪   (6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号·第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項·第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号 第31条の13第2項第2号、 第52条第1号 第31条の13第2項第3号、 第50条第1項第8号	E C B
<法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除く。)に当たる違法な行為>   (1) 営業届出義務違反の罪   (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪   (3) 広告・宣伝の方法違反の罪   (4) 客引き禁止違反の罪   (5) 客引き準備行為禁止違反の罪   (6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第27条第3項)、第52条第4 号·第5号 第31条の12第2項(第27条 第2項·第3項)、第54条第6 号 第31条の13第1項(第28条 第5項)、第53条第2号 第31条の13第2項第1号、 第52条第1号 第31条の13第2項第2号、 第52条第1号 第31条の13第2項第3号、 第50条第1項第8号 第31条の13第2項第4号、	E C B

(9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪 | 第31条の13第2項第6号、| 第50条第1項第8号 (10) 標章破壊等禁止違反の罪 第31条の16第4項、第55条 E 第6号 (11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 第36条、第53条第3号 D (12) 報告・資料提出義務違反の罪 第37条第1項、第53条第6号 D (13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 第37条第2項、第38条の2第 1項、第53条第7号 <法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為> (14) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 226条、第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号にお いて同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法 第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226 条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に 限る。以下この号において同じ。) 若しくは第3項 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下 この号において同じ。)又は第228条(同法第224条 、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又 は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。 ) の罪に当たる違法な行為 (15) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第1号又は第2 Α 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (16) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 В 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 (18) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児 Α 童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪 に当たる違法な行為 (19) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 Α 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。) )に当たる違法な行為 (20) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (21) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法な行為

- (22) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行
- (23) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介 営業において会話の機会を提供する会話の当事者に することその他客に接する業務に従事させていたも
- (24) (23)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 第1項の罪に当たる違法な行為
- (25) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為

# < 政令で定める重大な不正行為 >

- (26) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第18 1条又は第187条の罪に当たる違法な行為
- (27) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分 に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬 品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る 部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な 行為
- (28) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た る違法な行為
- (29) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る 部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは 第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に 係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人 に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限 る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違 法な行為
- (30) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第 68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第

В

Α

В

В

В

D

В

В

17号の罪に当たる違法な行為		
(31) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限		В
る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる		
違法な行為		
(32) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た		D
る違法な行為		
(33) 自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪		D
に当たる違法な行為		
(34) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号		D
の罪に当たる違法な行為		
(35) モーターボート競走法第27条第2号又は第28条第		D
2 号の罪に当たる違法な行為		
(36) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又		D
は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
<法に基づく処分に違反する行為>		
(37) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示	第31条の12第2項(第27条	С
処分違反	第5項)、第31条の14	
(38) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条	С
	第4項、施行条例第12条)	
	、第31条の14	
(39) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による	第31条の13第1項(第28条	С
広告・宣伝に対する指示処分違反	第8項)、第31条の14	
(40) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反	第31条の13第1項(第28条	С
に対する指示処分違反	第9項)、第31条の14	
(41) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違	第31条の13第1項(第28条	С
反	第10項)、第31条の14	
(42) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する	第31条の13第2項第7号、第	С
指示処分違反	31条の14	
(43) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第31条	С
	<b>の14</b>	
(44) (37)~(43)以外の指示処分違反	第31条の14	С
(45) 営業停止命令違反	第31条の15第1項、第49条	Α
	第4号	
5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停		
止命令(法第31条の20、第31条の21第2項第2号)		
<法に規定する罪に当たる違法な行為>		
(1) 営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項(	В
		•

第31条の2第3項)、第52条 第4号・第5号 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 第31条の17第2項(第31条 E の2第2項・第3項)、第54条 第6号 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 第31条の18第1項(第28条 C 第5項)、第53条第2号 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 第31条の18第2項第1号、第 В 50条第1項第9号 第36条、第53条第3号 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 D 第37条第1項、第53条第6号 (6) 報告・資料提出義務違反 < 法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪 に当たる違法な行為 > (7) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 226条、第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号にお いて同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法 第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226 条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に 限る。以下この号において同じ。) 若しくは第3項 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下 この号において同じ。)又は第228条(同法第224条 、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又 は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。 ) の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第1号又は第2 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 (11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児 Α 童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪 に当たる違法な行為 (12) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 Α 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。 )に当たる違法な行為

(13) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 (14) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。) の罪に当たる違法な行為 (15) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 В 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 (16) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 Α に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹 介営業において会話の機会を提供する会話の当事者 にさせていたもの (17) (16)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (18) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 <政令で定める重大な不正行為> (19) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第18 1条又は第187条の罪に当たる違法な行為 (20) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分 В に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬 品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る 部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な 行為 (21) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (22) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る В 部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは 第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に 係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人 に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限 る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違 法な行為 (23) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 В 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法

第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中

	I	ı
他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分		
に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第		
68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第		
17号の罪に当たる違法な行為		
(24) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限		В
る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる		
違法な行為		
(25) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た		D
る違法な行為		
(26) 自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪		D
に当たる違法な行為		
(27) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号		D
の罪に当たる違法な行為		
(28) モーターボート競走法第27条第2号又は第28条第		D
2 号の罪に当たる違法な行為		
(29) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又		D
は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
│ │<法に基づく処分に違反する行為>		
(30) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示	   第31条の17第2項(第31条	c
処分違反	の2第5項)、第31条の19第1	
2,7,2,0	項、第31条の21第2項第1号	
│ │(31) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による	第31条の18第1項(第28条	c
広告・宣伝に対する指示処分違反	第8項)、第31条の19第1項、	
	第31条の21第2項第1号	
/20 \ 广生		_
(32) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に	第31条の18第1項(第28条	С
対する指示処分違反	第9項)、第31条の19第1項、	
	第31条の21第2項第1号	
(33) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対す	第31条の18第2項第2号、第	С
る指示処分違反 	31条の19第1項、第31条の2	
	1第2項第1号	
(34) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条	C
	の19第1項、第31条の21第2	
	項第1号	
(35) (30)~(34)以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条	C
	の21第2項第1号	
(36) 営業停止命令違反	第31条の20、第31条の21第	Α
	2項第2号、第49条第4号	
6 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令(法第34		
	1	ı

条第2項)		
│ │ <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定		
へは、はなに盛り、命マスはなに盛り、赤例の然と   に違反する行為 >		
(1) 無許可風俗営業	   第3条第1項、第49条第1号	Α
(2) 構造・設備維持義務違反	第32条第1項第1号	D
` ´ ´   (3) 深夜において遊興させることの禁止違反	第32条第1項第2号	Е
(4) 照度規制違反	第32条第2項(第14条)	Е
(5) 騒音・振動規制違反	第32条第2項(第15条)	D
  (6) 客引き禁止違反	第32条第3項(第22条第1号	В
	)、第52条第1号	
  (7) 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項(第22条第2号	В
	)、第52条第1号	
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項(第22条第4号	Α
	)、第50条第1項第4号	
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項(第22条第5号	В
	)、第50条第1項第4号	
(10) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項(第22条第6号	В
	)、第50条第1項第4号	
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第54	Е
	条第6号	
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義	第33条第2項・第3項、第55	F
務違反	条第3号	
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項、第50条第1	В
	項第10号、施行条例第16	
	条	
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第	D
	4号	
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義	第36条の2第2項、第53条第 	D
務違反	5号	
(18) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(19) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第	D
	1項、第53条第7号 	
│ │<他の法令の規定に違反する行為>		
		٨
(20) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186   条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に		A
宗、第224宗、第225宗(呂利又はわいせつの日的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第		
226条、第226条の2(第3項については、営利又は		
220示、为220示い2(为3項にフいては、旨例又は	I	l

わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為

- (21) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為
- (22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (23) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第5号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第5号に係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、従業者(営業者の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務
  - ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い だ姿態を見せる役務
- (25) (24)に規定する手段によって、客に同号イ若しくは口に掲げる役務(同号口に掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為
- (26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為
- (27) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為
- (28) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪

В

Α

В

D

D

A A

Α

(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。 )に当たる違法な行為 (29) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (30) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法な行為 (31) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 В 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 為 (32) 児童福祉法第34条第1項第1号から第4号の2ま 児童福祉法第60条第2項 Ε で又は第8号の規定のいずれかに違反する行為 (33) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 Α に当たる違法な行為であって、飲食店営業において 客の接待その他客に接する業務に従事させていたも (34) (33)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (35) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項 C 若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項 、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは 第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第 1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行 為 (36) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α (37) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分 に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬 品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る 部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な (38) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (39) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る В 部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは 第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に 係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人 に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限 る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違 法な行為 (40) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 В

又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人		
に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡		
又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法		
第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中		
他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分		
に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第		
68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第		
17号の罪に当たる違法な行為		
(41) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限		В
る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる		
違法な行為		
(42) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た		D
る違法な行為		
(43) 自転車競技法第18条第2号又は第19条第2号の罪		D
に当たる違法な行為		
(44) 小型自動車競走法第24条第2号又は第25条第2号		D
の罪に当たる違法な行為		
(45) モーターボート競走法第27条第2号又は第28条第		D
2号の罪に当たる違法な行為		
(46) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又		D
は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
(47) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に		D
当たる違法な行為		
(48) 関税定率法第21条第1項の規定(第1号及び第7	   関税法第109条第1項・第2	Α
号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公	項	,
安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)		
(49) 電波法第108条の罪(わいせつな通信の発信)に当		Α
たる違法な行為		,
(50) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖	   無限連鎖講の防止に関す	D
講の禁止)の規定に違反する行為	る法律第5条、第6条、第7条	
(51) 当せん金付証票法第6条第8項の規定に違反する	当せん金付証票法第18条	D
(51) 当とん金付証票がある宗弟も現め焼たに建及する 行為(当せん金付証票の転売)	第1項第1号	
	ポーダポーラ   未成年者飲酒禁止法第3条	F
(52) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規 定に違反する行為(未成年者の飲酒、親権者等の不	第2項	'
たに達及する11為(不成年旬の飲酒、税権自等の不制止)	为2块	
	土式年耂砂流林止注第2名	_
(53) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反す	│未成年者飲酒禁止法第3条 │ ───────────────────────────────────	D
る行為(営業者による酒類の販売・供与) (54) まば年老脚煙禁止は第1条(まば年老の脚煙禁止	第1項 	_
(54) 未成年者喫煙禁止法第1条(未成年者の喫煙禁止		F
)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは		
第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行		
為 ·		

(55) 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行		D
為(煙草・器具の販売)		
(56) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関	酒に酔って公衆に迷惑を	F
する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第	かける行為の防止等に関	
2 項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴	する法律第4条第2項	
な言動等)		
(57) 動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項、		Е
第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動		
物のみだりな殺傷等)		
(58) 軽犯罪法第 1 条第 4 号、第14号、第20号、第22号	軽犯罪法第2条	F
、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33		
号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行		
為		
(59) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に	食品衛生法第51条、第52条	D
違反し、又は同法第73条第2号若しくは第4号の罪	第3項、第54条、第55条、第5	
に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがあ	6条、第71条、第72条	
る食品の販売、無許可営業等)		
(60) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違	興行場法第5条第1項、第6	D
反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)	条、第8条第1号	
若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪		
に当たる違法な行為		
(61) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(	旅館業法第7条第1項、第8	D
宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者	条、第10条第1号、第11条	
名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条	第1号	
第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号		
(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な		
行為		
(62) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に	公衆浴場法第6条第1項、第	D
違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反	7条第1項、第8条第1号	
)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等		
)の罪に当たる違法な行為		
(63) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(	道路交通法第119条第1項	Е
無許可道路使用 )	第12号の4	
(64) 建築基準法第98条第1号の罪に当たる違法な行為	建築基準法第9条第1項・第	D
(特定行政庁等の命令に対する違反)	10項前段	
(65) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命	消防法第5条第1項、第5条	D
令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命	の2第1項、第5条の3第1項、	
令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設	第17条の4第1項・第2項	
備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第4号(		
消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条		
第8号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等		
ı	ı	. !

)の罪に当たる違法な行為	1	1 1
(66) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄	   廃棄物の処理及び清掃に	D
禁止)の規定に違反する行為	関する法律第25条第14号	
(67) その他の法令の規定に違反する行為		Н
│ <法に基づく処分に違反する行為>		
(68) 指示処分違反	  第34条第1項	С
(69) 営業停止命令違反	第34条第2項、第49条第4号	Α
( )		
7 興行場営業(法第2条第6項第3号の営業を除く。		
)を営む者に対する営業停止命令(法第35条)		
<法に規定する罪>		
(1) 刑法第174条又は第175条の罪		Α
(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児		Α
童の保護等に関する法律第7条の罪		
8 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令 (		
法第35条の2)		
<法に規定する罪>		
(1) 刑法第175条の罪		Α
(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児		Α
童の保護等に関する法律第7条の罪		
9 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令(		
3   按合未物文託旨来を旨む自に対する旨未停止叩っ(		
发第35米W4第2項、同示第4項第2号)		
   <政令で定める重大な不正行為>		
(1) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分		В
に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬		
品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る		
部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な		
行為		
(2) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た		D
る違法な行為		
(3) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る		В
部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは		
	I	1 1

第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為

- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第 68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第 17号の罪に当たる違法な行為
- (5) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる 違法な行為
- (6) 刑法第174条、第175条、第182条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (7) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第223条の罪に当たる違法な行為
- (8) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第5号に係る部分に限る。)又は第4条(同法第3条第1項第5号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部

В

В

Α

В

Α

В

分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
(10) 売春防止法第2章(第5条を除く。)に規定する	Α
罪に当たる違法な行為	
(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児	Α
童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪	
に当たる違法な行為	
(12) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条	Α
又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号	
(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪	
(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。	
)に当たる違法な行為	
(13) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	Α
(14) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条	Α
第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限	
る。)の罪に当たる違法な行為	
(15) 児童福祉法第60条第 2 項(同法第34条第 1 項第 4	В
号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行	
為	
(16) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪	Α
に当たる違法な行為であって、法第 2 条第11項各号	
に掲げる営業において客の接待その他客に接する業	
務に従事させていたもの	
(17) (16)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の 2	В
第1項の罪に当たる違法な行為	
(18) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	Α
<法の規定による指示に違反する行為>	
(19) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に 第35条の3第1号・第2号、	С
対する指示処分違反 第35条の4第1項・第4項第	
1号	